

《修学支援制度》

経済的負担を軽減し、大学生生活を安心して送るための各種奨学金制度等があります。

■学内奨学金

十文字奨学金	学業と人物が優れ、かつ、経済的な理由で修学が困難な学生に、奨学金の給付を行っています。基金は、教職員、関連団体及び外部からの寄付をその原資としています。／給付／1名につき20万円
--------	---

■授業料免除制度

修学支援に係る授業料免除制度	修学に熱意があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な学生の、1年次後期以降各学期の授業料の全額または半額（教育充実費等を除く）を免除する制度です。ただし、家計急変の理由がある場合に限り、1年次前期も対象とします。 ※外国人留学生は減免制度があるため対象外
私費外国人留学生授業料減免制度	正規の課程に在籍する私費外国人留学生について、学部学生は年間授業料の30%、大学院修士課程および大学院博士後期課程の学生は40%の額を限度として減免する制度です。

■特待生制度

入学時学業特待生	特待生選抜入試において、学業成績優秀者に対し入学金免除、入学金及び1年次前期分の授業料の全額または半額を免除する制度です。
在学時学業特待生	在学時に学業において極めて優秀、かつ品行方正な学生に対し、当該年度後期授業料から10万円（入学時学業特待生が該当する場合は20万円）を免除する制度です。
十文字大元顕彰特待生制度	大学並びに宮城県遠田郡涌谷町が定める条件を満たした者の中から1名について、4年間の学納金全額（入学時に納める諸費用を除く）を免除する制度です。
十文字こと顕彰特待生制度	大学並びに京都府船井郡京丹波町が定める条件を満たした者の中から1名について、4年間の学納金全額（入学時に納める諸費用を除く）を免除する制度です。

■学外奨学金

	日本学生支援機構奨学金 ほか
--	----------------

■同窓会関係者に関する優遇制度

検定料割引制度	本学卒業生または在学生のご家族が受験する場合、検定料を減免する制度です。
入学金優遇制度	本学卒業生または在学生のご家族が入学する場合、入学される方の入学金を減免する制度です。

※制度を利用するには申請・審査等が必要です。